

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職 10〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)に、平成25年2月に東京都で行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）の一部の様子を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページに本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る条例の適用関係について

本件表現活動は、インターネット上の動画投稿サイトを利用して、本件動画等を不特定多数の者が視聴できる状態に置くものであることから、条例第2条第2項第2号に規定する表現活動に該当する。

次に、条例附則第2項の規定により条例第5条の規定は同規定の施行後に行われた表現活動について適用するとされているところ、本件動画等が本件動画サイトに投稿された日時は同規定の施行日である平成28年7月1日前の平成25年2月であるが、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において、同規定の施行日である平成28年7月1日後の令和元年12月6日時点で本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていることが確認されていることから、本件表現活動については同条の規定が適用されるが、その一方で、同規定の施行日前である平成25年2月に行われた本件街宣活動については同条の規定は適用されない。

しかしながら、本件表現活動は本件街宣活動の内容を表現するものであることから、本件表現活動のヘイトスピーチ該当性の判断に当たっては、本

件街宣活動のヘイトスピーチ該当性が前提要件となる。

以上の点を踏まえ、当審査会では、本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について調査審議を行うに当たって、まず本件街宣活動のヘイトスピーチ該当性について検討を行い、その上で本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について調査審議を行うこととした。

2 本件表現活動の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、市民局において確認した令和元年12月6日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等のうち、一部の動画が本件動画サイトで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日時点及び令和6年10月22日時点で市民局により確認されているが、少なくとも令和元年12月6日時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

3 本件表現活動に係る申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについても書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記5に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第2号アの該当性について

本件表現活動には、大阪市内にある特定の区について述べている箇所があるが、前後の文脈から同区居住者に対しても言及していると考えられ、大阪市内居住者に関する表現内容であると認められることから、本件表現活動は、条例第5条第1項第2号アに該当する。

(2) 小括

本件表現活動は、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第2号アに該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

5 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

この点、本件表現活動には、在日韓国・朝鮮人が多く居住する大阪市内の特定の地域（以下「本件地域」という。）について、非常に汚い町で、夜になれば「朝鮮人」は日本人の「…」を「…」するという旨の発言がある。夜になれば「朝鮮人」は日本人の「…」を「…」する（なお、「…」は音声不明瞭で聞き取れない箇所）という旨の発言については、前後の文脈から本件地域に居住する在日韓国・朝鮮人を侮辱する趣旨の発言を行っている可能性が高いものの、当審査会が確認する限りにおいて、当該発言の核

心的部分を聞き取ることができない以上、同号該当性に関する認定は避けるべきものと判断した。

一方、本件地域を非常に汚い町と侮辱することにより、本件地域に居住する在日韓国・朝鮮人も侮辱するものであると考えられるが、これらの表現内容は、本件街宣活動の中で大阪市民に関する表現内容はこの発言だけであることも踏まえると、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷を伴う内容又は態様であるとまで認めることはできないため、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号アに該当するとはいえない。

また、在日韓国・朝鮮人のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号イにも該当するとはいえない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

以上から、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

6 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元一職 10

年 月 日	経 過
令和 2年 1月 20日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 2年 1月 20日	調査審議（論点整理）
令和 3年 10月 13日	調査審議（論点整理）
令和 7年 1月 9日	調査審議（論点整理）
令和 7年 2月 25日	調査審議（論点整理）
令和 7年 3月 4日	調査審議（答申案）
令和 7年 3月 13日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）